

大学共同利用機関法人人間文化研究機構業務方法書

(目的)

第1条 この業務方法書は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条第1項の規定に基づき、国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号）第8条に規定する事項を定め、大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「機構」という。）の当該業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務の委託)

第2条 機構は、法人法第29条第1項第1号、第4号及び第6号に規定する業務の一部を機構以外の者に委託することにより効率的かつ効果的にその業務を遂行することができると認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合には、その業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第3条 機構は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

(競争入札その他契約に関する基本事項)

第4条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、すべて公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。

2 政府調達に関する協定（平成7年条約第23条）その他国際約束の適用を受ける契約については、同協定及び国際約束に定められた調達手続きによるものとする。

(業務の受託)

第5条 機構は、研究機関等からの依頼に応じて、業務を受託することができる。

(業務受託契約)

第6条 機構は、業務を受託しようとするときは、委託者との間に業務に関する受託契約を締結するものとする。

(共同利用の原則)

第7条 共同利用（法人法第29条第1項第2号に規定する業務をいう）の実施において、研究施設及び研究設備の使用料は、無償を原則とする。

附則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成16年4月1日から適用する。